

伊丹市監査委員告示第6号

監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により前回の財政援助団体等監査の指摘事項等に対する措置状況について監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和8年(2026年)6月24日

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

<監査の対象>

伊丹まち未来株式会社

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（フォローアップ）（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものに対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施2年以内の年度において、指摘事項等に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施します。

本監査は、令和6(2024)年度に財政援助団体等監査を実施した伊丹まち未来株式会社、所管部局である都市活力部産業振興室まちなかにぎわい課に対して、監査を実施しました。

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 ・事業報告書の点検は適切になされているか。 ・指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 ・協定書、仕様書等に基づき、適切に施設、備品が管理されているか。 ・協定書、仕様書等に基づき、適切に事業が実施されているか。 ・指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
---------------	--

	・指定管理者の施設利用に関する権限の行使は適正か。 ・利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。 ・指定管理者の指定の法的根拠は適正か。
② 公の施設の指定管理者の事務について	・利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 ・条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。 ・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 ・公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項等に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和8年(2026年)4月3日～令和8年(2026年)6月4日

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象とした指摘事項等に対する措置状況は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

I 前回指摘事項の改善状況

<総括>

区 分	調査 件数	結 果 (指 摘 事 項)			
		改善 済み	改善 見込み	改善に向け 取組中	未措置
伊丹まちみらい株式会社	1	0	0	1	0

<フォローアップ監査調査表>

[団体：伊丹まち未来株式会社]

I 指定管理について

(I) 観光物産ギャラリーの年間事業報告書について

前 回 指 摘
伊丹まち未来株式会社は観光物産ギャラリーの指定管理者として基本協定書に基づき、毎年度終了後、管理経費等の収支状況等を記載した年間事業報告書を市に提出しています。 令和 5 年度の指定管理業務に係る年間事業報告書と会計処理に係る帳簿等を確認したところ、年間事業報告書のうち、管理経費等の支出状況の記載に誤りがありました。これは、会計処理に係る帳簿等を確認せず、管理経費等の支出状況を記載したことによるものです。 今後は、市に対して適正な年間事業報告書を提出するよう改めてください。
監 査 調 査 報 告
<改善に向け取組中> 年間事業報告書内の管理経費等の支出状況については、本社と観光物産ギャラリーが連携し、適正な事務処理について改善に向け取り組んでいます。しかしながら、収支決算書の記載内容について再度誤りがあり、改善を要する点が見受けられました（別紙指摘事項参照）

II 指摘事項

[団体：伊丹まち未来株式会社]

I 指定管理について

(I) 観光物産ギャラリーの年間事業報告書について

令和 6 年度の指定管理業務に係る年間事業報告書と会計処理に係る帳簿等を確認したところ、年間事業報告書のうち、管理経費等の支出状況の記載に再度誤りがありました。

令和 6 年度における管理運営委託料を改めて算出し、再精算の手続を実施するとともに、今後は、市に対して適正な年間事業報告書を提出するよう、今一度、細心の注意を払うようにしてください。